

短答式試験問題集
〔憲法・行政法〕

[憲法]

〔第1問〕（配点：2）

人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No. 1]）

ア．外国人の場合には、我が国との関係が日本国民とは異なるので、日本国民に比べて裁判を受ける権利の保障の程度に差を設けることも許される。

イ．法人は、現代社会におけるその役割の重要性からすると、全ての人権について、自然人と同程度の保障を受ける。

ウ．未成年者は、精神的・肉体的に未成熟なことから、成人とは異なった特別の保護を必要とする場合があり、このような趣旨から、憲法は児童の酷使を禁止している。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第2問〕（配点：3）

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に[No. 2]から[No. 4]）

ア．日本国籍は重要な法的地位であり、父母の婚姻による嫡出子たる身分の取得は子が自らの意思や努力によつては変えられない事柄であることから、こうした事柄により国籍取得に関して区別することに合理的な理由があるか否かについては、慎重な検討が必要である。[No. 2]

イ．非嫡出子という身分は子が自らの意思や努力によつて変えることはできないから、嫡出性の有無による法定相続分の区別の合理性については、立法目的自体の合理性及び当該目的と手段との実質的関連性についてより強い合理性の存否を検討すべきである。[No. 3]

ウ．尊属殺という特別の罪を設け、刑罰を加重すること自体は直ちに違憲とはならないが、加重の程度が極端であつて、立法目的達成の手段として甚だしく均衡を失し、これを正当化し得べき根拠を見出し得ないときは、その差別は著しく不合理なものとして違憲となる。[No. 4]

〔第3問〕（配点：2）

信教の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.5〕）

ア．生徒が自らの信仰に基づき、その通学する公立校で義務付けられている授業の履修を拒んだため不利益処分を受けることになっても、公教育が特例なしに実施されるべきであることに鑑み、その不利益の内容や程度に関わりなく、これを受忍しなければならない。

イ．僧侶がその業務として遂行した行為の結果、刑法上の犯罪構成要件に該当することになった場合、その行為の目的や内容に宗教上の意義が認められるときは、たとえそれが著しく社会的妥当性を欠くものであっても、正当な業務行為として処罰の対象とはならない。

ウ．宗教法人が法令に違反して著しく反社会的な行為を組織的に行ったため、裁判所から宗教法人法所定の解散命令を受け、法人格を失った宗教団体やその信者が宗教上の行為を継続する上で支障が生じても、その支障は間接的で事実上のものととどまるので、やむを得ない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第4問〕（配点：3）

憲法第21条第2項前段の「検閲」に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の批判となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.6〕から〔No.8〕）

ア． a．名誉毀損のおそれのある記事を掲載した書籍の販売等を、裁判所の仮処分により事前差止めするのは、「検閲」に該当しない。

b．「検閲」の解釈に当たっては、過去に検閲が行政権により濫用されたという歴史的経緯を踏まえる必要がある。〔No.6〕

イ． a．外国で出版済みの書籍について、輸入禁制品である「公安又は風俗を害すべき書籍」に該当するか否かを税関が検査するのは、「検閲」に該当しない。

b．「検閲」は、表現の自由に対する制約という側面と、この自由と一体をなす知る権利に対する制約という側面がある。〔No.7〕

ウ． a．受刑者の逃走防止等を目的として、その発信しようとする信書の内容を刑務所長が事前に検査するのは、「検閲」に該当しない。

b．「検閲」の禁止は、国民に対する関係では、絶対的に禁止されるが、特殊の法律関係にある者については、異なる取扱いが認められる。〔No.8〕

〔第5問〕（配点：2）

学問の自由や大学の自治に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No.9]）

ア．教授の自由の保障は，その沿革上，高等教育の場である大学に限られ，普通教育の場における教師の教授の自由は，学問の自由やその他の憲法上の自由として保障されているわけではない。

イ．大学は，自治権を有し，その施設及び学生の管理に関して自主的に決定する権利を有することから，警察は，大学の了解なしには大学構内において令状に基づく犯罪捜査を行うことはできない。

ウ．大学教授が授業中に行ったその所属学部の執行部への批判を理由として，当該学部が当該教授の授業開講を認めない措置を採るような場合には，学問の自由と大学の自治とが対立的な関係に立つ。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第6問〕（配点：3）

社会保障制度の合憲性をめぐる理由に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に [No.10] から [No.12]）

ア．限られた財源の下で福祉の給付を行うに当たり，国が自国民を在留外国人より優先的に扱うことは許されるが，特別永住者について障害福祉年金の支給対象から一切除外することは，不合理な差別となる。[No.10]

イ．障害基礎年金の受給に関し，保険料の拠出要件を緩和するか否かは国の財政事情等に密接に関連するから，保険料負担能力のない20歳以上60歳未満の者のうち学生とそれ以外の者との間に障害基礎年金の受給に関し差異が生じていたとしても，不合理とはいえない。[No.11]

ウ．生活保護法に基づいて生活保護を受けるのは，単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益ではなく，法的権利であるから，保護基準の改定（老齢加算の廃止）に基づく保護の不利益変更は，その改定自体に正当な理由がない限り違法となる。[No.12]

〔第7問〕（配点：3）

公務員の争議権に関する次のアからウまでの各記述について，いわゆる全農林警職法事件判決（最高裁判所昭和48年4月25日大法廷判決，刑集27巻4号547頁）以降の最高裁判所の判例の趣旨に照らして，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に [No.13] から [No.15]）

ア．国家公務員は，その地位の特殊性や職務の公共性に加え，勤労条件が法律・予算により定められており，人事院をはじめとする代償措置が講じられていることなどからすれば，その争議行為を全面的に禁止することは，やむを得ない制約である。[No.13]

イ．人事院勧告の実施が凍結され，労働基本権の制約の代償措置がその本来の機能を果たさず実際上画餅に等しいとみられる事態が生じた場合には，国家公務員がその正常な運用を要求して相当な手段態様で争議行為を行うことは，憲法上保障される。[No.14]

ウ．非権力的な労務に従事する現業の国家公務員は憲法第28条の勤労者にほかならず，労働基本権の保障を受けるから，全体の奉仕者であることを理由として，非現業の国家公務員と同様に争議行為を全面的に禁止することは，合理的な理由を欠く。[No.15]

〔第8問〕（配点：2）

憲法第9条について、第1項は侵略戦争を放棄したものであり自衛戦争は放棄されていないとし、第2項は第1項全体の企図する目的、すなわち、日本国民が正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求して戦争等を放棄するという動機のもとに、その実効性を確保するために、一切の戦力の不保持を定めるとともに、国家として戦争を行う権利である交戦権を否認するものであるとする見解がある。次のアからウまでの各記述について、この見解と整合するものには○、整合しないものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.16〕）

ア．およそ国際紛争解決の手段でない戦争というものは現実にはあり得ず、侵略戦争と自衛戦争等を峻別することは困難である。

イ．非武装平和主義を掲げた憲法の特徴は第9条第2項にあり、同項は、単なる確認的規定ではなく、実質的な意義を有する規定と解するべきである。

ウ．国際法上、交戦権とは、敵国領土の占領、船舶の臨検・拿捕、あるいは敵国兵力の破壊を行う権利など、交戦国に認められている諸権利のことをいう。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第9問〕（配点：3）

選挙に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.17〕から〔No.19〕）

ア．公職選挙法は、投票を得るなどの目的で戸別訪問をすること自体を禁止しているが、選挙運動の重要性に照らすと、その禁止の範囲は憲法に適合するよう限定して解釈しなければならない。〔No.17〕

イ．いわゆる立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持する上で極めて重要であるとして、憲法第15条第1項によって保障されていると解すべきである。〔No.18〕

ウ．選挙や当選の効力に関する争訟において、誰が誰に対して投票したかを解明し、これを公表することは、選挙投票の全般にわたってその秘密を確保しようとする無記名投票制度の精神に反する。〔No.19〕

〔第10問〕（配点：2）

憲法の定める国会議員の特権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.20〕）

ア．不逮捕特権を定める目的が議院の審議権の確保にあるとする見解に立つと、国会議員に対する逮捕請求の理由が正当であっても、議院は、議員の逮捕を許諾しないことができる。

イ．免責特権を定める目的が議員の職務執行の自由の保障にあるとする見解に立つと、地方公聴会における行為まで免責の対象とならない。

ウ．免責特権の趣旨は、議院内で行った発言を理由に院外で法的責任を問われないというものであり、その発言を理由に所属政党から除名されることはある。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第11問〕（配点：2）

違憲審査に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選りなさい。（解答欄は、〔No.21〕）

- ア．日米安全保障条約は、主権国としての我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ高度の政治性を有するもので、その内容の合憲性判断は、一見極めて明白に違憲無効でない限り、裁判所の審査権の範囲外である。
- イ．日米安全保障条約及び日米地位協定が違憲無効であることが一見極めて明白でない以上、裁判所としては、これらが合憲であることを前提として、これらの条約を履行するために制定された、いわゆる駐留軍用地特措法の合憲性を審査すべきである。
- ウ．衆議院解散の効力をめぐる争いは、本来、内閣と衆議院という両政治部門間の争いであり、議員歳費請求のように前提問題として解散の効力を争う場合であっても、その実質は機関訴訟というべきもので、裁判所は、原則として統治部門の自律的解決を尊重すべきである。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第12問〕（配点：3）

憲法の定める租税法律主義に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.22〕から〔No.24〕）

- ア．租税の賦課は法律又は法律の定める条件によらなければならないが、条例は公選の議員で組織する議会の議決を経て制定される自治立法であるから、一定の範囲内で条例による租税の賦課徴収ができる。〔No.22〕
- イ．課税の根拠法律があるにもかかわらず長年にわたり課税されなかった物については、非課税の慣習法が成立しているとみるべきであるから、新たにその物に課税することは、それがその根拠法律の正しい解釈に基づくものであるとしても、租税法律主義に反する。〔No.23〕
- ウ．租税法律主義は、社会全体に対する財やサービスを提供するための資金を租税として強制的に徴収する場合について規定したものであるから、個人への給付に対する反対給付としての性質を有する保険料等については適用がなく、また、その趣旨も及ばない。〔No.24〕

[行政法]

〔第13問〕（配点：2）

行政処分に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

（解答欄は、[No.25]）

ア．青色申告に係る法人税の更正処分における附記理由不備の瑕疵は、後日これについての審査請求に対する裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、それにより治癒されるものではない。

イ．原子炉の周辺住民が、人格権に基づき原子炉設置の差止めを求める民事訴訟を提起するには、あらかじめ原子炉設置許可の取消し又は無効確認の判決を得ておく必要がある。

ウ．行政庁は、自らのした行政処分が当初から違法であったことを後日認識したときは、取消しを認める旨の明文規定の有無を問わず、また、争訟を裁断する行政処分であっても、当該行政処分を自ら取り消すことができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第14問〕（配点：3）

P県知事は、採石法（以下「法」という。）の運用に関して運営要領を定め、その中で採石業の登録が必要な場合について、基準(a)を設けている。次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.26〕から〔No.29〕）

基準（a）：法第32条にいう「採石業を行おうとする者」とは、営利、非営利の目的のいかんを問わず、岩石の採取行為を反復継続的に行おうとする者をいう。

ア．P県知事が定めた基準(a)は、行政手続法にいう審査基準に当たる。〔No.26〕

イ．法の定める採石業の登録の要件について、法の定めが十分具体的でありそれ以上判断基準を必要としない場合には、P県知事が行政手続法にいう審査基準を定めないことも許される。

〔No.27〕

ウ．法第32条の2第2項に基づいて定められた経済産業省令は、行政手続法にいう審査基準に当たる。〔No.28〕

エ．P県知事は、法第32条の10の不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて、必ず基準を定めなければならない。〔No.29〕

（参照条文）採石法

（登録）

第32条 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第32条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 （略）

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（登録及びその通知）

第32条の3 都道府県知事は、第32条の登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を採石業者登録簿に登録しなければならない。

2 （略）

（登録の拒否）

第32条の4 都道府県知事は、第32条の2第1項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～五 （略）

2 （略）

（登録の取消し等）

第32条の10 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一

部の停止を命ずることができる。

一～六 (略)

2 (略)

〔第15問〕(配点：3)

行政裁量に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからエの順に [No.30] から [No.33])

ア. 処分を行う行政庁に裁量権が認められる場合でも、当該行政庁は、理由なく特定の個人を差別的に取り扱い不利益を及ぼす自由を有するものではなく、この意味において、行政庁の裁量権には一定の限界がある。[No.30]

イ. 処分を行う行政庁に裁量権が認められる場合には、処分が社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の濫用に当たるものでない限り、処分の理由の提示に不備があったとしても、そのことを理由として処分が違法とされることはない。[No.31]

ウ. 規制を目的とする不利益処分について、処分の根拠法令が処分を行うか否かの点で行政庁に効果裁量を認めている場合には、処分を行わないという行政庁の不作为が違法となることはない。[No.32]

エ. 処分の根拠法令が、処分要件該当性の判断について行政庁に要件裁量を認めている場合には、事実認定について行政庁に裁量が広く認められる。[No.33]

〔第16問〕(配点：3)

行政指導に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからエの順に [No.34] から [No.37])

ア. 度を越えた圧力による行政指導が行われた場合には、実際に行政指導に従わなかったときでも、精神的苦痛による損害に係る賠償請求が可能となることがある。[No.34]

イ. 最高裁判所の判例によれば、申請に対する処分を留保されたままでの行政指導には応じられないことを真摯かつ明確に意思表示した行政指導の相手方に対して、行政指導を継続しているという理由でなお処分を留保しても、処分の留保が違法とは評価されない場合がある。[No.35]

ウ. 行政手続法によれば、口頭で行政指導を行う場合には、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示す必要はなく、行政指導の相手方からこれらを記載した書面の交付を求められたときに、当該行政指導に携わる者がこれらを記載した書面を交付すれば足りる。[No.36]

エ. 行政手続法の行政指導に関する規定には、地方公共団体の機関が行う行政指導にも適用されるものがある。[No.37]

【第17問】（配点：2）

行政の諸活動に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.38]）

ア．行政計画とは、行政権が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するものであるから、行政計画に分類される都市計画決定の内容が私人に対して法的拘束力を有することはない。

イ．行政代執行法は、行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、同法の定めるところによるとしているから、条例に即時強制の手法を定めることは許されない。

ウ．最高裁判所の判例によれば、地方自治法及び地方自治法施行令に定める随意契約の制限に違反して締結された契約であっても、私法上当然に無効になるものではない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第18問】（配点：3）

甲市は、条例（以下「本件条例」という。）により、(1)甲市内においてパチンコ店の建築をしようとする者は市長の同意を得なければならないこと、(2)市長は、商業地域以外の用途地域においては、上記の同意をしないものとする、及び、(3)市長は、上記の同意を得ないでパチンコ店の建築をしようとする者に対し、建築の中止等の命令を発することができることを定めていた。ただし、上記命令の違反に対する罰則は、定められていなかった。Aは、パチンコ店を建築しようとして、本件条例に基づく建築の同意を申請したが、甲市長Bは、建築予定地が準工業地域に属することから、本件条例に基づき、不同意とした。しかし、Aが建築工事に着手したため、Bは、本件条例に基づき、建築工事中止命令（以下「本件命令」という。）を発した。これに対し、Aが工事を続行したため、甲市は、Aを相手取って、工事の続行禁止を求める民事訴訟（以下「本件訴え」という。）を提起した。

この事案に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に[No.39] から [No.42]）

ア．本件命令は行政指導の性質を有するにすぎず、そもそも法的強制になじまないから、本件訴えは不適法である。[No.39]

イ．仮に、本件命令違反に対する罰則が本件条例に置かれている場合には、Bは、行政代執行法に基づく代執行により、本件命令に基づく義務の履行を確保することができる。[No.40]

ウ．仮に、本件命令違反に対する執行罰の規定が本件条例に置かれている場合には、Bは、Aに対して執行罰としての過料を課すことにより、本件命令に基づく義務の履行を確保することができる。[No.41]

エ．本件訴えは、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものではないから、法律上の争訟に当たらない。[No.42]

〔第19問〕（配点：3）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

（解答欄は、アからエの順に [No.43] から [No.46]）

ア．情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするものであるから、行政文書の開示請求権は、外国人には認められていない。[No.43]

イ．情報公開法は、公にすることにより国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としているが、これは、この種の情報については、開示・不開示の判断に高度の政策的判断が伴い、また、国防、外交上の専門的、技術的判断を要するという特殊性があるため、行政機関の長の判断に裁量を認める趣旨である。

[No.44]

ウ．行政機関の長は、情報公開法に基づく開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものである場合、当該行政文書の開示の是非を判断することができないので、当該開示請求を却下することができる。[No.45]

エ．行政機関の長は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている行政文書を情報公開法第7条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、所在の判明している第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。[No.46]

（参照条文）情報公開法

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

〔第20問〕（配点：2）

原告適格に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ①の法令に関する説明を前提にした場合に、②の記述が最高裁判所の判例の内容として正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.47〕）

ア．①建築基準法第59条の2第1項は、建築物の容積率制限、高さ制限に関し、一定規模以上の広さの敷地を有し、かつ、敷地内に一定規模以上の空地を有する場合においては、安全、防火等の観点から支障がないと認められることなどの要件を満たすときに限り、これらの制限を緩和することを認めている。②この規定は、建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体の安全等及び財産としてのその建築物を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解されるから、同条第1項の総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、当該許可の取消しを求める原告適格を有する。

イ．①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第4条第2項第2号は、風俗営業の許可の基準につき、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例（以下「施行条例」という。）で定める地域内に営業所があるときは風俗営業の許可をしてはならないと定め、法の委任を受けて規定された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第6条第1号イの規定は、「住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域」を風俗営業の制限地域とすべきことを基準として定めている。②これらの規定から、法の風俗営業の許可に関する規定が一般的公益の保護に加えて個々人の個別的利益をも保護すべきものとする趣旨を含むことを読み取することは困難であり、施行令第6条第1号イの規定は、専ら公益保護の観点から基準を定めていると解するのが相当である。そうすると、上記の基準に従って規定された施行条例が定める地域に住居する者は、風俗営業の許可の取消しを求める原告適格を有するとはいえない。

ウ．①自転車競技法（平成19年法律第82号による改正前のもの）第4条第2項は、場外車券発売施設につき、申請に係る施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める基準に適合する場合に限りその許可をすることができる旨定め、これを受けて規定された自転車競技法施行規則（平成18年経済産業省令第126号による改正前のもの）第15条第1項第1号は、上記の基準として、学校その他の文教施設及び病院その他の医療施設（以下、これらを併せて「医療施設等」という。）から相当の距離を有し、文教上又は保健衛生上著しい支障を来すおそれがないこと（以下、この基準を「位置基準」という。）を定めている。②一般に、場外車券発売施設が設置、運営された場合に周辺住民等が被る可能性のある被害は、交通、風紀、教育など広い意味での生活環境の悪化であって、基本的には公益に属する利益というべきである。そうすると、医療施設等の開設者は、位置基準を根拠として当該施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有するとはいえない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第21問〕（配点：3）

取消訴訟の審理に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.48〕から〔No.51〕）

ア．処分について審査請求をすることができる場合であっても、法律に特段の定めのない限り、直ちに処分の取消しの訴えを提起することができる。〔No.48〕

イ．処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合、これらの訴えは併合して提起しなければならない。〔No.49〕

ウ．処分の根拠法令が裁決主義を採用している場合には、裁決の取消しの訴えにおいて原処分の違法を主張することができる。〔No.50〕

エ．建築基準法上の指定確認検査機関による建築確認処分の取消しの訴えにおいては、当該機関を指定した国土交通大臣又は都道府県知事の所属する国又は地方公共団体が被告となる。

〔No.51〕

〔第22問〕（配点：2）

在外日本人である原告らが、①平成10年法律第47号による改正前の公職選挙法が、原告らに衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙における選挙権の行使を認めていなかったことが違法であることの確認、②同改正後の公職選挙法が、原告らに衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙における選挙権の行使を認めていないことが違法であることの確認及び③原告らが今後直近に実施される上記②の各選挙において選挙権を行使する権利を有することの確認を求める各訴えに関する最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決（民集59巻7号2087頁）についての次のアからウまでの各記述のうち、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.52〕）

ア．この判決は、上記①の訴えは、過去の法律関係の確認を求めるものであって、確認の利益を欠くから、不適法であるとした。

イ．この判決は、上記②の訴えは、抽象的に立法不作為の違法確認を求めるものであって、法律上の争訟に当たらないから、不適法であるとした。

ウ．この判決は、上記③の訴えが適法であると判断するに当たり、選挙権は侵害を受けた後に争うことによって権利行使の実質を回復することができない性質のものであることを考慮している。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第23問〕（配点：2）

国家賠償に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.53〕）

ア．A県警察の警察官がいわゆる交通犯罪の捜査を行うにつき故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合においては、A県だけではなく、原則として、国もまた、国家賠償法第1条第1項に基づいて損害賠償責任を負う。

イ．国立公園内にB県が設置した周回路におけるかけ橋の設置管理の瑕疵により、観光客がかけ橋から足を踏み外して転落し重傷を負った場合、国は、B県に対する補助金の交付によりかけ橋の設置費用の2分の1近くを負担していたとしても、法律上の設置費用負担義務を負っていないければ、国家賠償法に基づいて損害賠償責任を負うことはない。

ウ．社会福祉法人Cの設置する児童養護施設に、児童福祉法に基づくD県の措置により入所した児童が、施設の職員Eの養育監護上の過失によって、他の入所児童から暴行を受けて負傷した場合であって、Eの養育監護行為が、国家賠償法第1条第1項の適用上、県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為とされるときには、E個人が民法第709条に基づく損害賠償責任を負わないのみならず、使用者であるCも同法第715条に基づく損害賠償責任を負わない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第24問〕（配点：2）

損失補償に関する次のアからエまでの各記述は、最高裁判所の判例の内容を示したものである（かぎ括弧内の記述は、最高裁判所の判例の原文をそのまま抜き出したものである。）。4つのうち、損失補償の要否の判断に影響を及ぼした主要な要素が他の判例と最も異なっているものを1つ、後記1から4までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.54〕）

ア．「鉱業法六四条の定める制限は、鉄道、河川、公園、学校、病院、図書館等の公共施設及び建物の管理運営上支障ある事態の発生を未然に防止するため、これらの近傍において鉱物を採掘する場合には管理庁又は管理人の承諾を得ることが必要であることを定めたものにすぎず、この種の制限は、公共の福祉のためにする一般的な最小限度の制限であり、何人もこれをやむを得ないものとして当然受忍しなければならないものであつて、特定の人に対し特別の財産上の犠牲を強いるものとはいえないから、同条の規定によつて損失を被つたとしても、憲法二九条三項を根拠にして補償請求をすることができないものと解するのが相当である。」

イ．奈良県ため池の保全に関する条例は、「災害を防止し公共の福祉を保持するためのものであり、その四条二号は、ため池の堤とうを使用する財産上の権利の行使を著しく制限するものではあるが、結局それは、災害を防止し公共の福祉を保持する上に社会生活上已むを得ないものであり、そのような制約は、ため池の堤とうを使用し得る財産権を有する者が当然受忍しなければならない責務というべきものであつて、憲法二九条三項の損失補償はこれを必要としないと解するのが相当である。」

ウ．都有行政財産である土地について建物所有を目的とし期間の定めなくされた使用許可が当該行政財産本来の用途又は目的上の必要に基づき将来に向かって取り消された事案においては、「都有行政財産たる土地につき使用許可によつて与えられた使用権は、それが期間の定めのない場合であれば、当該行政財産本来の用途または目的上の必要を生じたときはその時点において原則として消滅すべきものであり、また、権利自体に右のような制約が内在しているものとして付与されているものとみるのが相当である」から、使用権者は、特別の事情のない限り、その取消しによる土地使用権喪失についての補償を求めることはできない。

エ．道路法70条1項による「補償の対象は、道路工事の施行による土地の形状の変更を直接の原因として生じた隣接地の用益又は管理上の障害を除去するためにやむを得ない必要があつてした前記工作物の新築、増築、修繕若しくは移転又は切土若しくは盛土の工事に起因する損失に限られると解するのが相当である。したがつて、警察法規が一定の危険物の保管場所等につき保安物件との間に一定の離隔距離を保持すべきことなどを内容とする技術上の基準を定めている場合において、道路工事の施行の結果、警察違反の状態を生じ、危険物保有者が右技術上の基準に適合するように工作物の移転等を余儀なくされ、これによつて損失を被つたとしても、それは道路工事の施行によつて警察規制に基づく損失がたまたま現実化するに至つたものにすぎず、このような損失は、道路法七〇条一項の定める補償の対象には属しないものというべきである。」

1. ア 2. イ 3. ウ 4. エ